

## 令和5年度第2回沖縄地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月31日(月) 14:00~14:48
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館共用大会議室(2階)
- 3 出席者  
公益代表委員 4名(岩橋培樹、島袋秀勝、城間貞、西村オリ工 敬称略)  
労働者代表委員 5名(石川修治、喜納浩信、知花優、照喜名朝和、野原陽子 敬称略)  
使用者代表委員 5名(親川進、佐久本和代、田端一雄、比嘉華奈江、福地敦士、敬称略)  
事務局 5名(西川労働局長、嘉数労働基準部長、小池賃金室長、  
宜間賃金室長補佐、柴垣労働基準監督官)
- 4 議題
  - (1) 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改正目安答申について(伝達)
  - (2) 令和5年度特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
  - (3) 沖縄県畜産食料品製造業最低賃金及び沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について(諮問)
  - (4) 最低賃金基礎調査の結果報告について
  - (5) その他
- 5 添付  
・「第2回沖縄地方最低賃金審議会(議事録)」

## 第2回沖縄地方最低賃金審議会（議事録）

### ○小池賃金室長

みなさん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和5年度第2回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

まずはじめに、本日の審議会の各委員の出欠の状況でございますが、公益委員が4名、労働者側委員が5名、使用者側委員が4名でございます。

福地委員は、欠席という話は聞いておりませんので、後ほど来られるかと思っておりますので確認しておきます。

上江洲委員は、本日、欠席ということでございます。

最低賃金審議会令第2条により、沖縄地方最低賃金審議会の委員の定数は15名でありますので、本審議会は、定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、委員名簿を配布しておりますが、委員の現職の変更があり、労側の知花委員におかれましては、連合沖縄事務局長に就任されましたので、ご報告いたします。

それでは、本日の議事進行につきましては、島袋会長にお願いいたします。

### ○島袋会長

それでは始めたいと思います。

台風接近の中、委員の皆様、お疲れ様です。

早速ですが、本日の議事録署名人についてでございますが、労働者側は、知花委員、使用者側は、比嘉委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

まず、最初の議題は、先日、中央最低賃金審議会に示されました「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安」についてでございます。

既に、報道発表されておりますので、ご承知のことと存じますが、改めて中央最低賃金審議会目安の答申内容及び小委員会での審議の経過について事務局から説明をお願いいたします。

### ○小池賃金室長

令和5年7月28日付けで、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あて、「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」がありました

ので、目安に関する小委員会での審議経過を含めてご説明いたします。

目安の答申につきましては、追加資料で配布させていただいております。

今年度の中央最低賃金審議会が、6月30日に開催されまして、加藤厚生労働大臣から目安額に関する審議について諮問が行われ、継続して目安小委員会にて審議されておりました。

本日配布の別綴り、参考資料1- に、7月12日に開催されました第2回目安に関する小委員会の配布資料が添付されております。

そこに、令和5年度の賃金改定状況調査結果が添付されております。

その資料の6ページ、通算でいうと7ページに、第4表の 、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率について、A4横表の左上に、産業計、男女計として、本年度からABCの3ランクに分かれておりますが、その数値が示されております。

沖縄県を含むCランクは、「2.1%」の結果になっております。

また、同資料8ページ、通算でいうと9ページには、第4表の として、令和4年度及び令和5年度、両方に在籍した労働者のみを対象とした集計がございまして、こちら第4表の と同様に、左上にABCランクごとの数値が示されており、沖縄県を含むCランクは、「2.7%」の結果となっております。

加えて、参考資料1- 、139ページ以降には、7月20日に開催されました第3回目安小委員会で提示されました資料を添付しております。

最後に、参考資料1- 、147ページ以降には、7月26日に開催されました第4回目安小委員会で提示された資料を添付してございます。

さて、追加資料の1の答申をご覧いただきたいと思っております。

そちらの1ページに答申がございまして。

記の1に、令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかったとあります。

記の2としまして、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解として別紙1を、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告として別添2を、地方最低賃金審議会に提示するものとすると思っております。

記の3として、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待すると書かれてあります。

記の4以降には、要望が記載されております。

公益委員見解について、ご説明したいと思っております。

1枚めくっていただきまして、別紙1として、公益委員見解がございまして。

こちらについて概要を説明したいと思っております。

まず、目安額は、Aランク 41 円、Bランク 40 円、沖縄県を含むCランクは、39 円となっております。

次に、3要素のそれぞれの評価のポイントについて書かれていますが、2(1)のところに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきたとあります。

まず、アの「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表した賃金上げ率は、30年ぶりの高い水準となっていて、また、賃金改定状況調査の第4表の、の男女計及び一般パート計につきましても、平成14年以降最大となる2.1%という結果でした。

継続労働者に限定した第4表の は、2.5%でした。

ちなみに、先ほど申し上げたとおり、沖縄県を含むCランクの第4表の は2.1%、第4表 は2.1%、第4表 は、2.7%であります。

次に、イの「通常の事業の賃金支払能力」について、2ページ、通算で言うと4ページのところになります。

「通常の事業の賃金支払能力」は、個々の企業の賃金支払い能力を指すものではないと解されて、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するものではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきたとあります。

また、その各種統計資料を見ると、改善が見られる資料が多く認められるところ です。

しかしながら、本年度の議論において、企業の支払い能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、価格転嫁が進まない企業も増えており、二極化が見られ、価格転嫁がいまだ不十分な状況にあることで、賃上げ原資の確保をすることが難しい企業が多く存在するとあります。

ウの「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数を見ますと、昨年改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの、「持ち家帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率である「3.3%」を上回る水準となっております。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に「3.9%」となっており、昨年10月から今年1月にかけて、「持ち家の帰属家賃を除く総合」が4%を超えて、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると、対前年同月比の上昇は縮小傾向ではありますが、引き続き高い水準となっております。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的

な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられているということでございます。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないとあります。

それらを踏まえて、工の「各ランクの引上げ額の目安」としては、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であるとしています。

4ページ、通算で言いますと6ページの、 の6行目の真ん中になります。

さらに、昨年以来、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸びであったことも踏まえることが、今年度は適切と考えられるとあります。

こうした三要素のデータを総合的に勘案して、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することとしたとあります。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定においても、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であるとしています。

その上で、賃金改定状況調査結果の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ると、各ランク別に大きな状況の差異があるとは言い難いが、地域別最低賃金が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であるということから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当だとしています。

ちょっと早口でお話ししましたが、概要についてご説明いたしました。

○島袋会長

ただいま、事務局の方から、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣への答申内容について説明がありました。

各委員から、ご意見とご質問があればお願いします。

(委員、挙手)

○島袋会長

はい、田端委員お願いします。

○田端委員

はい、ご説明どうもありがとうございました。

今回の目安の引き上げ率が、4.3%ということで、物価上昇率のみを採用しています。

小委員会報告にありましたが、この内容については、支払い能力の点で、中小企業や小規模事業者の支払い能力としては厳しいものがあると言わざるを得ません。

このような金額が出たことに対して、賃金支払い能力を十分加味していないことについては、不本意なものとなっております。

そこで、事務局に確認をお願いしたいのですが、昨年も事務局の方から、昨年の目安額の根拠についてデータで示していただきました。

去年は、ABCD ランクの引き上げ率が、これだから 30 円ですということで説明がありましたが、今回の ABC ランク、それぞれの目安額になった根拠を具体的に示していただければと思います。

小委員会報告の資料の中では、4.3%という数字だけが出て、なぜ、A ランクは 41 円で、B ランクは 40 円、C ランクは 39 円になっているのか、具体的になぜこの金額になっているのかの説明がないので、もし、ここでわかれば教えていただきたいです。

わからなければ、本省の方に確認していただいて、今日の 16 時の審議会、あるいは明後日の審議会までに確認していただければと思います。

よろしく願いいたします。

○島袋会長

事務局、直ちに回答することは可能でしょうか。

○小池賃金室長

直ちにお答え申し上げることは難しいところがございますので、確認してお答えしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○島袋会長

田端委員、これでよろしいでしょうか。

○田端委員

はい、大丈夫です。

○島袋会長

ありがとうございます。

その他、ございますでしょうか。

(委員、挙手)

○島袋会長

はい、石川委員お願いいたします。

○石川委員

はい、石川でございます。

今年度の審議会から、ABC ランクと4 ランクから3 ランクに変更になりましたが、そのもともとの意味というのが、地域間格差の是正だったのかなと思います。

今回、結局は、A、B ランクの目安額の方が、C ランクの目安額よりも高いということになります。

この5 ページ(通算7 ページ)の中で、最高額に対する最低率の比率は、縮小していますが、我々、労側としては、目安額としてA、B ランクを下回ってしまったことは、残念だなと思うところです。

あと、これはちらっと聞いた話なのですが、今、説明いただいた公益見解について、今年、中央最低賃金審議会の方でビデオを作成して、それを、各地方の審議会が始まる前のどこかで見せていただけるという話を聞いていたのですが、沖縄の審議会の中で、それはやらないのでしょうか。

○島袋会長

事務局、よろしくお願いいたします。

○小池賃金室長

確認して、後ほどお答えしたいと思います。

○島袋会長

そのほか、よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

それでは、沖縄地方最低賃金審議会においては、今後、賃金実態調査結果、参考人意見、現下の沖縄県の最低賃金を取り巻く状況など、地域の経済、企業、雇用動向等、そして政府方針や中央最低賃金審議会の目安答申内容も参考にしつつ、沖縄県最低賃金の改正にかかる審議を行ってまいりたいと考えております。

では、次の議題に移ります。

議題2の(1)、「令和5年度特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」でございます。

もう1つは、(2)といたしまして、「『沖縄県畜産食料品製造業最低賃金』及び『沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金』の廃止について(諮問)」となっております。

その前に事務局の方から、特定(産業別)最低賃金の改正に係る申出状況について説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

特定(産業別)最低賃金につきましては、現在、沖縄労働局最低賃金公示によりまして、「新聞業」、「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」、「畜産食料品製造業」、「清涼飲料、酒類製造業」の以上6業種があります。

本年度の特定(産業別)最低賃金の改正につきましては、令和5年(2023年)2月16日付けで「新聞業」、「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」の4業種について、「産業別最低賃金改正申出意向表明」がありまして、資料3、5ページに一覧表を、その後ろに申出書の写しを添付させていただいております。

7月3日に、意向表明のありました4業種から、本年度の特定(産業別)最低賃金の改正について申出書の提出がありました。

この申出書の内容について、適用労働者のおおむね3分の1以上の同意があるかを含め、添付書類等について申出要件を満たしているか確認しましたところ、「新聞業」、「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」の4業種すべてが、申出要件を満たしていることから正式に受理しましたので、ご報告させていただきます。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から、「新聞業」、「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」の4業種について、意向表明の申出が提出され、これについて、申出要件を確認した上で正式に受理されたという説明がありました。

次に、「畜産食料品製造業」及び「清涼飲料、酒類製造業」の申出等はどうなっていますでしょうか。

○小池賃金室長

「畜産食料品製造業」及び「清涼飲料、酒類製造業」については、本年度の改正に係る意向表明及び申出がなかったことから、本年度の改正の必要性を含めた審議の対象から外れることとなります。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま、「畜産食料品製造業」、「清涼飲料、酒類製造業」について改正にかかる申出がなかったとの報告がありました。

「沖縄県畜産食料品製造業最低賃金」及び「沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金」の廃止について、廃止の要望があるとのことですので、事務局から説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

資料4、37ページをご覧いただきたいと思います。

7月3日の第1回の本審でも報告致しましたが、本年3月20日付けをもちまして、「特定最低賃金の廃止の要請について」と題して一般社団法人沖縄県経営者協会会長より、沖縄労働局長あて提出がございました。

内容としましては、「新聞業」を除く5つの特定(産業別)最低賃金について改正がされず、地域最低賃金額未滿となった年数が続いている状況から、これらの特定(産業別)最低賃金については廃止することが適当で、沖縄労働局長の職権による廃止に向けて手続きを進めることを要請するというものでございます。

この要請を踏まえまして、「沖縄県畜産食料品製造業最低賃金」及び「沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金」につきましては、平成26年以降、特定(産業別)最低賃金の改正申出が行われておらず、また、平成27年度より沖縄県最低賃金が適用されていることから、最低賃金法第17条に基づき、労働局長より、「沖縄県畜産食料品製造業最低賃金」及び「沖縄県清涼飲料、酒類製造業

最低賃金」の両特定(産業別)最低賃金の廃止決定について、本審議会に諮問したいと思います。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から「沖縄県畜産食料品製造業最低賃金」と「沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金」の廃止に関する説明がありました。何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(委員、挙手)

○島袋会長

はい、喜納委員、よろしくお願いいたします。

○喜納委員

労側の喜納です。

よろしくお願いいたします。

今、「沖縄県畜産食料品製造業最低賃金」と「沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金」の廃止の提案がありましたが、一部労働者と関係のある組織としては、非常に残念です。

なかなか申し出にかかる人数を集約できなかったことは、やはり事実ですが、「畜産食料品製造業」としては、今、価格転嫁も含め、利益を確保できておらず、人材の確保もできていない状況です。

特定(産業別)最低賃金について、本来は、審議をして、今、埋没している中で、どうやって沖縄の重要産業である畜産を維持していくか、そういう審議をしたかったというのが本音です。

「清涼飲料、酒類製造業」についても、大手から中小まで多岐にわたっており、なかなか、労働団体としてまとめきれなかったことが、こちらも非常に忸怩たる思いがあります。

「清涼飲料、酒類製造業」も、製造、配送する状態からして、もうギリギリかほぼ不足の状態である、そういった今の実態を、ぜひ、使側の皆さん、公益の皆さんと確認しながら、本来は審議をしたかったです。

大変、今回の廃止については残念でありますし、労側としましては、廃止を受け入れることについては忸怩たる思いを持っているということで、労側の今の思い、考えを伝えさせてもらいました。

○島袋会長

ありがとうございます。

そのほかご意見ございませんでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

それでは、当審議会としては、「沖縄県畜産食料品製造業最低賃金」と「沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金」の廃止手続きを進めていくことについては、了承するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○島袋会長

それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、労働局長からの諮問に移ります。

諮問は、3つあります。

まず、先ほど申し上げた4業種からの申し出に基づき、「令和5年度沖縄県新聞業最低賃金外3業種の特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。

そのほか、「沖縄県畜産食料品製造業最低賃金」の廃止、及び「沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金」の廃止についての以上の3件についてでございます。

(西川労働局長、席を立ち、島袋審議会会長席後方へ移動)

(西川労働局長から島袋審議会会長へ諮問文が読み上げられ、手交される)

○島袋会長

事務局から、何かございますか。

特によろしいでしょうか。

○小池賃金室長

スケジュールについて、資料7、47ページをご覧ください。

審議スケジュールについてです。

7月3日の第1回本審において了承いただきましたスケジュールに、本日、局長から諮問させていただきました2つの特定(産業別)最低賃金の廃止について、赤字で追記しております。

本日、第2回本審で、廃止について諮問させていただきました2つの特定(産業別)最低賃金につきまして、本日中に、2つの特定(産業別)最低賃金の廃止諮問について、関係労使の意見聴取の公示を8月15日まで行います。

次に、調査審議を、8月22日からの地域最賃に係る第4回本審、異議審に合わせに行っていただき、答申いただければと考えております。

これは、本審の審議次第でございます。

答申の本審開催日にもよりますが、答申いただいた日から、これは地域別最低賃金と同じように、廃止の答申をいただいた場合に、廃止答申の意見聴取、異議申立を行います。

廃止に関しまして異議申立がありましたら、当該異議審開催については、9月中旬から10月末の間で予備日等として会場を確保している日程で、委員の皆様方の日程を調整させていただきたいと思っております。

あと、最低賃金の廃止につきましては、これも官報公示を最終的に行う訳ですが、改正等と異なり、官報公示日、つまり官報公示日の前日をもっての廃止ということになります。

以上でございます。

○鳥袋会長

事務局から、今後の日程とスケジュール等の説明がありましたが、ただいまの3件の諮問、1つ目として、「沖縄県新聞業」、「沖縄県自動車(新車)小売業」、「沖縄県各種商品小売業」、「沖縄県糖類製造業」の4業種についての、特定(産業別)最低賃金の改正の必要性に係る調査審議についてです。

そして、「沖縄県畜産食料品製造業最低賃金」の廃止の件、それと「沖縄県清涼飲料、酒類最低賃金」の廃止の件があり、これらのうち、改正の必要性につきましては、7月3日の本審において実施することといたしました運営小委員会に付託するという形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○鳥袋会長

はい、そのようにさせていただきます。

そして、そのスケジュールは、先ほど事務局から説明のあった内容になって参ります。

事務局から説明のあったスケジュール等を含めて、何かご質問等あればお願いいたします。

(特になし)

○島袋会長

よろしいでしょうか。

それでは、次に議題の3、「最低賃金基礎調査報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○宜間補佐

皆さん、こんにちは。

続きまして、資料8、53ページをご覧いただきたいと思います。

資料8は、「最低賃金基礎調査結果報告」についてとなっておりまして、そちらについてご説明したいと思います。

この調査は、毎年6月に「最低賃金に関する実態調査」として実施しております。

今年は、「事業所母集団データベース(令和3年フレーム速報)」から作成した事業所母集団リストを母集団名簿とし、母集団リストの中から業種別、規模別によって決められた抽出率により事業所を無作為に選定して、6月分の基本給や手当等の見込額を調査しています。

令和5年は、1972件の調査対象事業所に対して、回収できた事業所数は882件あり、回収率は50.3%となっております。

今年の調査結果をまとめたデータとして、総括表を、資料8として添付して、地域別から特定(産業別)の順になっています。

並びは、賃金別が業種毎に規模別の総括表(1)として、1ページ目から4枚毎の単位になっており、53ページから148ページまでとなっています。

地域別の最後に、性別年齢別の総括表(2)の全体版を添付しています。

新聞から始まる産業別は、149ページから196ページに、それぞれの産業別に、総括表(1)、総括表(2)ということで、「新聞業」「自動車(新車)小売業」から始まり、「畜産食料品製造業」までの6業種の資料を添付しております。

この総括表は、調査した労働者の賃金をすべて時間額に換算して集計しております。

左上に、「時間当たりの所定内賃金額」とありますが、本年度は、階級の下限値を842円として、843円から903円までは1円刻みの階級とし、904円から909円までは5円刻み、910円から999円までは10円刻み、1000円から1500円までは100円刻みの階級として集計しております。

合計欄の上段の数値は、累積労働者数、下段の括弧の数値はその比率を表しております。

続きまして、資料 11、201 ページをご覧ください。

この表は、最低賃金未満率、影響率の表になっておりまして、今回、2 枚添付していますが、1 枚目は地域別最低賃金に関する未満率、影響率、2 枚目は特定(産業別)最低賃金、6 業種にかかる未満率、影響率の表となっております。

現在、設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことを、「未満率」と言います。

「未満率」の見方を説明しますので、先ほどの資料 8、53 ページをご覧くださいいただければと思います。

現在の沖縄県地域別最低賃金額は、時間額 853 円となっておりますので、その金額を下回っている労働者の割合は、資料 8 の 53 ページに 853 円の段の合計欄の上段が累積労働者数、下段の括弧内の数値が累積構成比、ここでいう「未満率」になります。

853 円の上は、852 円になりますが、この 852 円の欄の横の方に、4109、(2.3)と書いてある、この(2.3)という数字が、「未満率」になります。

また、「影響率」は、最低賃金を改定した場合に、その改定額を下回る労働者の割合のことを言います。

こちらは、今年度の改定額が決まっておりませんので、前年度の基礎調査結果において、前年度の改定額、時間額 853 円を参考に記載しております。

今述べた部分というのは、資料 11、201 ページの右側の方に、備考(4 年度影響率 853 円)と書いてありますが、そのことをお話ししています。

前年度は、時間額が 820 円から 853 円に改定しましたが、その改定額 853 円を下回る労働者の割合は 18.3%だったということです。

以上になります。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から最低賃金基礎調査報告及び未満率等の説明がありました。

ただいまの説明について、ご質問等あればお願いいたします。

(特になし)

○島袋会長

よろしいでしょうか。

それでは、次第の4「その他」となっておりますが、事務局から何かございますでしょうか。

○小池賃金室長

いくつかございますが、まず、配布させていただきました資料について、若干ご説明させていただきたいと思っております。

まず資料の9、197ページには、沖縄県における最低賃金と生活保護費等の比較についての資料をつけさせていただいております。

ご覧いただければわかると思っておりますが、結論として項目の がございまして、最低賃金の比較として、沖縄県において、今年度も最低賃金額が生活保護費を上回る結果となっております。

以下、資料の10、199ページには、沖縄県最低賃金の改定状況の推移を表にしたものをつけさせていただいております。

資料の11に、先ほどご説明ございましたが、沖縄県最低賃金改定に伴う未満率、影響率の推移について添付させていただいております。

次に、7月3日の第1回本審でご説明し、7月20日の専門部会においてもご説明していますが、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっていることから、7月3日から7月18日まで意見聴取の公示を行ったところ、資料の12、205ページに「沖縄県最低賃金の決定に関する意見書」と題し、沖縄県労働組合総連合の穴井輝明議長より意見書が提出されておりますので、委員の皆様におかれましては、ご確認いただければと思っております。

また、207ページに、当該意見書の提出者より、審議会会長あてに、会議の場において、口頭にて意見を陳述したい旨の要請がございました。

最低賃金法施行規則第11条第2項では、意見書によるほか、関係労働者及び関係使用者のうち、適当と認める者をその会議に出席させる等により意見をきくものとなっております。

この当該意見書提出者からの陳述等、この取扱いについてお諮りいたします。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から資料9以下の説明等がありました。

ただいまの説明について、ご意見ご質問等あればお願いいたします。

(特になし)

○島袋会長

よろしいでしょうか。

ただいま、事務局から説明がありましたが、沖縄県最低賃金の改正につきましては、現在、沖縄県最低賃金専門部会において集中的に審議をしております。

そこで、当該専門部会に取扱いを一任したいと思いますが、これについてご意見等ございますでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、本件の取扱いは、沖縄県最低賃金専門部会に一任することにいたします。

それでは事務局から続きをお願いいたします。

○小池賃金室長

資料 13、209 ページに、業務改善助成金の支給決定の更新データを添付しておりますので、ご提供させていただきます。

本年度の業務改善助成金の4月から6月末までの県内の申請件数は、25件でございます。

ちなみに、前年同期は、通常コースが4件、特例コース2件、合計6件であったことを報告いたします。

次に、別冊として付けております参考資料は、沖縄県等において作成している関係資料を付けております。

例年、配布させていただいている資料を付けておりますので、参考にさせていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○島袋会長

ただいま、事務局の方から、業務改善助成金の実績等についての説明がありました。

これについてご意見、ご質問等あればお願いいたします。

(特になし)

○島袋会長

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

特にないようでございますので、本日の第2回沖縄地方最低賃金審議会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

この後、15時から運営小委員会、16からは専門部会がございます。

該当する委員の方は、よろしく願いいたします。

なお、次回の第3回の本審の開催は8月7日、月曜日16時からとなっておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。